

令和7年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年8月8日 開会

令和7年8月8日 閉会

令和7年8月8日午後1時00分農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 脇 坂 英 治  | 3 番 桑 原 康    | 4 番 村 松 義 正  |
| 5 番 佐 野 守    | 6 番 杉 山 弘 子  | 7 番 竹 川 篤 志  |
| 8 番 中 島 由美子  | 9 番 佐 野 むつみ  | 10 番 牧 澤 邦 彦 |
| 11 番 渡 邊 勝 彦 | 12 番 佐 藤 文 雄 | 13 番 荻 真 教   |
| 14 番 土 井 一 彦 | 15 番 後 藤 文 隆 | 16 番 富 永 政 則 |
| 17 番 篠 原 兼 義 | 18 番 樋 口 公 孝 | 19 番 近 藤 千 鶴 |

欠席委員

2 番 赤 池 信 敏

農地利用最適化推進委員出席委員

|              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 1 番 土 井 治    | 2 番 塩 川 金 彦 | 3 番 佐 野 耕 三  |
| 4 番 石 川 哲 郎  | 5 番 佐 野 潔   | 6 番 小 林 寿 恵  |
| 7 番 渡 井 將 文  | 8 番 加 茂 光 崇 | 10 番 有 賀 文 彦 |
| 11 番 原 田 徳 行 | 12 番 清 利 之  | 13 番 熊 谷 勝 史 |

欠席委員

9 番 青 木 秀 道

事務局職員

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| (併) 事務局長 | 野 毛 裕紀子 | 次長兼振興係長 | 保 坂 伸 次 |
| 主 任 主 査  | 押 尾 貞 治 | 主 査     | 池 田 幸 司 |
| 会計年度任用職員 | 大 原 勝   |         |         |

議長

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。速やかな会議進行に、御協力くださるようお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、2番、赤池信敏委員より、本日の会議に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請許可について取下願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

はい、事務局です。

本日配付いたしました、令和7年7月10日から令和7年8月7日までの農地法の規定による申請許可について、取下願の処理状況を御覧ください。

第1項につきまして、所在地等は議案のとおりです。令和7年7月18日、農地法第3条許可申請、受付番号第69号で受理しておりましたが、都合により令和7年8月6日に取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

ありがとうございます。処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたします。

次に、会議録署名人についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人には、14番、土井一彦委員、15番、後藤文隆委員を指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、14番、土井一彦委員、15番、後藤文隆委員

を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第35号から協第8号です。

初めに、報第35号から報第39号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局 大原会計年度任用職員

はい、事務局です。

それでは、令和7年6月21日から令和7年7月20日までの受理分について、報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。朗読します。

報第35号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の2ページを御覧ください。朗読します。

報第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が、1件提出されました。

続きまして、議案の3ページから4ページを御覧ください。朗読します。

報第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。朗読します。

報第38号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6ページから8ページを御覧ください。朗読します。

報第39号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、9件の届出を受理しました。

報告は、以上です。

議長

はい。

ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報第35号から報第39号まで、報告済みとします。

次に、議第31号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

はい、お願いします。

事務局 押尾主任主査

はい、事務局です。議案の9ページを御覧ください。

議第31号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。朗読します。

申請地は青木で、富丘交流センターの北西に位置する農地です。

受人は豊町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は新規就農となります。現在の土地所有者は申請人の兄になりますが、体調を崩し営農が難しくなったことから、自身が譲受け営農するために申請を行うものです。

受人は、トウモロコシ、スイカ、大根などを栽培する計画です。経験については、申請農地と一緒に以前から耕作をしており、引き続き営農を行う予定です。

申請地には小規模な農業用倉庫があり農機具なども格納されており、現在も耕作をされている状態です。受人の許可後耕作面積は635平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は同じく1ページを御覧ください。

申請地は青木で、富丘交流センターの北西に位置する農地となります。

受人は淀師にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は新規就農となります。現在の土地所有者は、第1項と同じく申請人の兄になりますが、体調を崩し営農が難しくなったため、自身が譲受け営農を行うために申請を行うものです。

受人は、トウモロコシ、スイカ、大根などを栽培する計画です。経験につきましては、申請農地と一緒に以前から耕作をしており、引き続きそのまま営農を行う予定です。

申請地には小規模な駐車スペースがありますが農業用で使うものであり、全体として農地の状態と判断でき、現在も耕作がされている状態です。

受人の許可後耕作面積は、664平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

第3項の議案の内容は、差し替えとなっております。本日机上に配付しております、右上に差し替えと記載がある議案を御覧ください。

申請地は上井出で、富士宮道路上井出インターから朝霧霊園へ向かう途中に位置する農地となります。

受人は愛知県豊橋市の法人で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になり、農地所有適格法人としての取得となります。

受人は現在、掛川市、御前崎市、湖西市、袋井市、愛知県の豊橋市、田原市で小麦、大豆を栽培しております。新たに4ヘクタール程度の農地を希望していたところ、富士宮市で希望する規模の農地が見つかり、申請に至ったものです。

受人の許可後耕作面積は、市街の農地面積も含めて24万108.24平方メートル、稼働人員は法人代表、従業員2名の計3名です。3名について、豊橋市と御前崎市を拠点として各市をローテーションしながらトラックで機械を搬送し、大規模に機械を使って営農することを予定しており、富士宮市については御前崎市を拠点として営農する計画ですが、将来的には富士宮市にも拠点を置きたい意向を示しております。関連会社で製造した堆肥を、現状の土壌にすき込んで営農することです。

現地調査の際の聞き取りでは、堆肥をまく際には周辺への事前説明を行い、臭いについてもなるべく出ないように対応をしていくとのことです。提出された耕作証明などや各市への聞き取りから、許可要件である全部効率利用要件などが満たされると判断しました。

また、提出された申請書からも、農地所有適格法人の要件も満たしていると判断しました。

第4項及び別冊航空写真は3ページ及び4ページを御覧ください。

申請地は車で数分の距離にある2か所に分かれており、航空写真3ページの長貫では芝川中学の西に位置し、航空写真の4ページの羽鮒では、大場機工第2工場の近隣に位置する農地となります。受人は現在、埼玉県草加市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

4ページの大場機工南側の農地は、農地内の一部に認定電気通信事業者の中継施設が賃貸借契約を結んで設置されておりますが、こちらは平成21年に旧芝川町農業委員会へ、認定電気通信事業者から農地の一部を中継施設などのために使うとして事業計画書が提出されており、農地転用許可不要となるものになります。分筆がされていないため、現時点では申請の中に農地転用許可不要の非耕作地が含まれているものとなります。

また、この農地へは、官地が接しておりますが草が繁茂しており、東側を令和5年に農地転用許可申請が出た際に一部を通行路として整理しており、こちらを利用して通作ができるとのことです。

受人は新規就農になりますが、幼少の頃に農業に携わった経験があることから、このたび富士宮へ移住し農業を行いながら生活したいと考え、現在申請地のすぐ近くの住宅に移住を予定し、水稻や露地野菜などを栽培する計画です。近隣の市町村に住む知人に技術の指導を受ける予定、また移

住後は近隣の住民にも技術の指導を受ける予定ということで聞いております。

機械については、今後そろえる予定となっております。受人の許可後耕作面積は、1,974.91平方メートルで稼働人員は3名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は西山で、B&G海洋センターの東に位置する農地です。

受人は西山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

受人は申請地の周辺で既に営農しており、このたび贈与について話がまとまったため、申請に及んだものです。

申請地は田であり水稻を栽培しますが、そのほかに西山に所有する農地で、水稻のほか、白菜、大根を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は5,023平方メートルで、稼働人員は3名です。

第6項につきましては、取下げとなりました。

以上、第1項から第5項の申請について、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいまの上程議案のうち、1項から4項について、担当委員の調査報告をお願いします。

18番。

18番 樋口公孝委員

18番です。ただいま審議中の第1項と第2項一緒に、同じなものですから説明します。

現地調査の結果について報告します。8月4日午後3時から第1項の申請者、第2項の申請者、萩農業委員、池田事務局、私の計5名で申請予定地及びその周辺地の地について調査をいたしました。欠席の連絡のあった行政書士も、遅れて到着しました。

第1項の申請者、第2項の申請者は、このたび贈与にて取得することになりました。譲受人と譲渡人は兄、弟、妹となります。

第1項の申請地は数年前から耕作しており、スイカ、里芋、落花生、ネギ、トマト等が栽培されており、農機具倉庫内には草刈り機、噴霧器、耕運機がありました。

第2項の申請地に盛土と砂利をしいており、現在調査時に平米数が許可範囲を超えていましたので、一度取り下げております。このたび、盛土の場所にネギ、シシトウ、レタス等を栽培しており、盛土の場所に農機具を入れる最新の倉庫を計画していると言っておりました。盛土以外は南側にキュウリ、トマト、サツマイモ、ナス、里芋等を栽培していました。中ほどは草が茂っておりますが、草刈り機と耕運機で畑に戻していく予定となっております。経験は十分とは言えませんが、兄弟で協力して耕作する予定となっております。

事務局の説明どおりで問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

第3項、9番、佐野さんお願いします。

9番 佐野むつみ委員

9番、佐野です。

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告します。8月の6日午前10時より、申請人また登記司法書士、そして今回は上井出地番であります酪農家の牧草地のため、脇坂委員、それから牧澤委員、中島委員、ほかに近藤千鶴委員、それから担当地区の赤池信敏委員、そして私の6名の委員と事務局2名、合計10名で現地調査を行いました。申請人は豊橋市、田原市、御前崎市、掛川市、袋井と手広く小麦と大豆を栽培し、その十分な実績があると判断しました。

稼働人員が少ないようではございますけれども、ここは大型機械を利用した中で、スマート農業を促進しています。今回この場所での計画は、同じように小麦と大豆の作付けを行い、販路はJAふじ伊豆と聞いております。堆肥については熟成されたものを使用し、散布後は速やかにトラクターで耕運し、臭い対策に努めますということです。事務局の説明どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

第4項。はい。

19番 近藤千鶴委員

近藤でございます。ただいま審議中の第4項について、調査報告をいたします。

8月6日午後2時、受人と渡人、担当行政書士、事務局、佐藤農業委員と私で現地調査を行いました。

受人は埼玉県で運送業をしておりますが、それを娘さんに譲り、老後は自給自足を楽しみながら体によい食材を栽培したいと思っていたところ、農家住宅と農業用倉庫と農地付きの売却が出されており、家族の移住を考え農業を始める気持ちになりました。売買契約になります。農作業の従事者は3人となります。

この案件は、長男が亡くなり、その母親も亡くなり、その次男が富士市に住んでいますが農地の管理が難しくなりました。

受人は新規就農ですが、小さい頃に農業経験があり、農機具は富士市の農家の知人に依頼済みで、JA組合員にもなり、近隣の家庭菜園、米作農家等と交流を深め、栽培技術の意見交流を深めていきたいと大変意欲的です。作物はサツマイモ、里芋、ナス、白菜、水稻を栽培する計画です。4つあるうちの羽鰯■■■には、NTTドコモの電波中継等があり貸借済みであるが、工務店が入り今後

の事務処理をしているので問題はないと考えます。

芝川地区は前回も若い家族が3条申請し、若い家族が移住する予定です。今回も家族で移住を計画しているのでとても明るい話題で、農地の復元や地域のコミュニティーに大変期待するところでございます。

以上、事務局の説明及び申請どおり問題はありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第31号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

はい、事務局です。

議案の11ページを御覧ください。朗読します。

議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備用地に転用しようとするものです。

申請人は県外を所在地とする再生可能エネルギーによる売電、販売、施工、保守を行う法人であり、耕作放棄地となってしまった申請地の活用を相談されたことから、申請地に太陽光発電設備を設置する転用を計画したものとなります。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地となり、周囲に代替地を探しましたがありませんし

た。周囲は北と東を山林に接し南は道路、西を農地に接しています。

申請地はフェンスで囲み、雨水等の流出を防ぐため防草シートは敷設せず、年2回の草刈り管理を計画しております。雨水については自然浸透で行う計画です。また万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

本件はノンフィットでの売電となり、各法令の協議、手続を行っていることを確認しております。特に申請地は文化財の指定地内に位置していますが、申請地は埋蔵文化財の状況が確認できない規模の掘削となり、教育委員会と協議済みであり、県知事から通知された土木工事と発掘指示通知書のとおりの工事を行う計画となります。

資金については自己資金を予定しており、資金の確保もされております。許可後、10月から着工する計画となります。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの上程議案のうち、1項について、担当委員の調査報告をお願いします。

はい、14番、土井さんお願いします。

14番 土井一彦委員

14番、土井です。

ただいま審議中の第1項について、現地調査の結果を報告いたします。8月4日に事務局、私、申請者の3名で、現地で会い調査をしました。

現地はちょっと荒れた農地で、北と東が山林、西を農地、南を道路に接しています。資金は自己資金で行うそうです。また事業内容を、近隣の方や区長さんに直接訪問をして説明をするとのことでありました。事業内容を聞くと300件以上の実績があり、年2回の草刈りを行い、雨水は自然浸透するし、万が一現地以外に流れ出た場合は、対応を本人がするとのことでした。

以上、申請書のとおりの問題ないかと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

以上です

議長

ありがとうございます。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手あり〕

議長

はい、19番。

19番 近藤千鶴委員

少しこの質問というより、発電出力が50キロワット以下の場合の太陽光などのそのガイドライ

ンというのが、富士宮市は40ページにわたる、そういう大変立派なものが最近作られたわけですが、前からいる委員さんたちは、この間いただいたと思うのですけれども、新しい委員さんたちは多分そのガイドラインというのがお手元にはないと思いますので、ぜひこのガイドラインを持って現地調査に行っていただきたいなと思って、できれば事務局の方をお願いしたいのですが、そのガイドラインを新しい委員さんたちにお配りしていただきたいなと、これを参考にしてやると、かなり違法なそういうものは防げるのではないかなと思いますので、これはお願いでございます。よろしく願いいたします。

議長

はい、事務局。

事務局 池田主査

御意見ありがとうございます。こちらのほうでガイドラインのほう、また印刷させていただきまして、新しい委員さんのほうに配付させていただければと思います。

19番 近藤千鶴委員

お願いします。

議長

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第32号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第32号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、協第8号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。

本日お手元に配付しております、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと題された議案を御覧ください。朗読します。

協第8号 農用地利用集積等に関する意見聴取について

令和7年8月1日付、富農第769号で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に

基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

それでは議案をめぐっていただきまして、４ページの富士宮市農用地利用集積等促進計画第１項を御覧ください。

第１項及び第２項は同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後、経営面積は８万６，５３１．６１平方メートルになります。

続きまして、第３項から第６項までも、同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、第３項から第５項までは使用貸借権設定、第６項は賃借権設定になります。第３項及び第５項は水稻、第４項及び第６項は野菜を栽培し、設定期間はいずれも１５年で、新規になります。移転後、経営面積は１４万６，１１６．８２平方メートルになります。

第７項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は１０年で新規になります。移転後経営面積は８万７，１０６平方メートルになります。

第８項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し設定期間は１０年で新規になります。移転後経営面積は４万６，９３６．７１平方メートルになります。

続きまして、８ページ、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画（配分のみ）についてを御覧ください。こちらは配分のための計画となります。中間管理機構に貸付けされましたが、その後、解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものになります。

第１項、第２項とも同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は第１項が３年１１か月、第２項が４年４か月となります。

以上、農地中間管理事業の推進にかかる法律第１８条第５項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

協第８号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第８号は、原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、農地改良届出書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

はい、事務局です。農地改良届出書の受理状況、令和7年6月21日から令和7年7月20日について、説明いたします。

本日配付いたしました、農地改良届出書の受理状況及び裏面の航空写真を御覧ください。

農地改良届出の完了報告の提出がございました。届出人、所在地については受理状況のとおりになります。

第1項、令和7年7月8日に完了報告の提出がされました。令和6年7月19日受付にて、農地改良届出が提出された案件となります。当該地については、貸借に関する3条調査時に無届けで改良工事を行っていたところを指導し届け出させたもので、実際の改良工事自体は届出後1週間程度で完了していましたが、完了届出の提出忘れがあり提出について指導したところ、改めて提出があったものとなります。現地は当時、整地されていることを確認しております。

現在、農地の一部に駐車場利用等があったため、本届出とは別で指導を行っているところとなります。

説明は以上です。

議長

はい、事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報告済みとします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、9月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和7年8月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時36分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 4 番

会議録署名人

1 5 番